平成２４年（フ）第１９号
徳島市中島田町４丁目128番地の８中島田ドミトリー102号室、旧住所徳島県板野郡北島町中村字岸ノ上１番地197
債務者　相原　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
徳島市西新浜町１丁目２番25―703号
債務者　山澤タカ子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
盛岡市下米内１丁目７番44号
債務者　中川　夕子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４号
岩手県花巻市高木第14地割72番地
債務者　菊池　宏枝
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４４号
愛知県瀬戸市南山町３丁目25番地の101
債務者　稲垣　　実
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番21―853号、従前の住所神戸市西区池上１丁目14番地の４
債務者　前川　　正
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８号
神戸市長田区細田町６丁目１番７―707号、従前の住所神戸市長田区西代通３丁目２番２―103号
債務者　中林　武史
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９号
神戸市長田区細田町６丁目１番７―707号、従前の住所神戸市長田区西代通３丁目２番２―103号
債務者　中林まり子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８号
名古屋市中村区名駅南５丁目２番１号　メゾン・ド・セレブラル403号
債務者　大澤　　縫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番８号
債務者　松原すえみ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９号
青森市大字駒込字蛍沢17番地23　市営住宅戸山団地２―14
債務者　加藤　　諒
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
神奈川県横須賀市津久井３丁目19番21号　ドエルマーサ105
債務者　鮫島　智美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５８号
名古屋市南区寺部通２丁目28番地の１　ニューコーポ笠寺305号
債務者　岡崎　章子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
山口市大内矢田412番地８　プラネットＡ102号、住民票上の住所山口市大内矢田1005番地７
債務者　柿並　　静
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
山口市大内矢田1005番地７
債務者　柿並　國浩
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
山口市鋳銭司5915番地１
債務者　中原　達也
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
和歌山市狐島632番地
債務者　山真書店こと　山本　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係